

昭和三十二年法律第九十四号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等（第二条）
第二節 不動産又は船舶等に対する強制執行等（第三条）	第三章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等（第三条）
第三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等（第四条）	第四章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等（第五条）
第一節 不動産に対する滞納処分（第六条）	第二節 動産に対する強制執行等（第六条）
第二節 不動産又は船舶等に対する滞納処分（第七条）	第三節 動産又は船舶等に対する強制執行等（第八条）
（趣旨）	（強制執行による差押え）
第四章 雜則（第三十七条）	第五章 滞納処分による差押えがされる財産に対する強制執行等（第九条）
附則 第一章 総則	第六章 滞納処分による差押えがされる財産に対する強制執行等（第十条）

第一条 この法律は、滯納処分と強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売（以下単に「競売」という。）との手続の調整を図るため、これらの手続に関する規定の特例を定めるものとする。（定義）

第二条 この法律において「滯納処分」とは、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。

第三条 この法律において「徵收職員等」とは、徵收職員、徵稅吏員その他滯納処分を執行する権限を有する者をいう。

第四条 この法律において「動産」とは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百二十二条第一項に規定する動産をいい、「不動産」とは同法

第四十三条第一項に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。）をいい、「船舶」とは同法第一百十二条に規定する船舶をいい、「航空機」とは航空法（昭

和二十七年法律第二百三十一号）第五条に規定する新規登録がされた飛行機及び回転翼航空機をいい、「自動車」とは道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第十三条第一項に規定する登録自動車（自動車抵当法（昭和二十九年法律第八十七号）第二条ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。）をいい、「建設機械」とは建設機械抵当法（昭和二十九年法律第八十七号）第三条第一項の登記がされた建設機械をいい、「小型船舶」とは小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第九条第一項に規定する登録小型船舶をいい、「債権」とは民事執行法第二百四十三条に規定する債権をいい、「その他の財産権」とは動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び債権以外の財産権をいう。

第五条 債権又はその他の財産権に対する強制執行による差押えがされている動産に対する滞納処分（第三十六条の三—第三十六条の十四）

第六条 第四条の動産の滯納処分による売却代金又は有価証券の取立金について滯納するに付すべき残余が生じたときは、徵收職員等は、これを執行官に交付しなければならない。

第七条 第四条の動産に対する強制執行による差押えが解除された後でなければ、それぞれ動産の強制執行による売得金及び売得金の交付を受けた時とみなす。

第八条 差押債権者は民事執行法第二百二十五条第三項前段の規定により配当要求の効力が生じた申立てに係る債権者は、次の場合には、第四条の動産について、執行裁判所に強制執行続行の決定を申請することができる。

第九条 法令の規定又はこれに基く処分により滯納処分の手続が進行しないとき。

第十条 国税徴収法第二百二十五条第二項第四項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行による差押えを解除すべきときは、徵收職員等は、その動産を執行官に引き渡さなければならない。ただし、滯納処分による差押えの際債権者及び債務者以外の第三者が占有していた動産で、その者が執行官に引き渡すことを拒んだものについては、この限りでない。

第十一条 第三条、第五条第一項及び第一項、第六条第一項及び第三項並びに第七条の規定は、滯納処分による差押えが解除された後でなければ、その執行がされていいるものについて滯納処分に対する仮差押えの執行に関して準用する。ただし、第五条第一項本文の規定は、その動産で仮差押えの執行がされていいるものについて滯納処分による参加差押えがされているものについては、この限りでない。

第十二条 第五条第四項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされているものについて准用する。

第十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第十四条 前項ただし書の動産について滯納処分による差押えが解除されたときは、強制執行による差押えが解除されたときは、強制執行による差押えが解除されたときは、この限りでない。

第十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十四条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第二十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十四条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第三十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十四条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第四十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十四条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第五十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十四条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第六十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十四条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第七十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十三条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十四条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十五条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十六条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十七条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十八条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第八十九条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第九十条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第九十一条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

第九十二条 第二項の規定は、前項の動産で仮差押えの執行後に滯納処分による参加差押えがされ

て、この限りでない。

制執行により売却した場合における売得金とみなす。

第十一條の二 第三条、第四条、第五条第一項本

文及び第三項本文並びに第六条から第十条までの規定は、滞納処分による差押えがされている動産を目的とする競売について準用する。

とあるのは「裁判所」と、第六条第二項中「売得金の交付を受けた時」とあるのは「配当要求の終期」と読み替えるものとする。

納処分を知つたときは、差押命令を発した執行裁判所の裁判所書記官又は差押処分をした裁判所書記官は、差押命令又は差押処分が発せられた旨を徵収職員等に通知しなければならない。ただし、第二十条の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

条第一項において準用する第六条第一項の規定により払渡金の残余が交付され、又は滞納処分による差押えが解除されたときに、その余の部分については供託されたときに配当等を実施し

(強制競売開始の通知)
執行等

第十八条 第十二条及び第十五条の規定は、滞納処分による差押えがされている不動産に対する仮差押えの執行に関して準用する。

ただし、第二十条の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。
（差押えが一部競合した場合の効力）

第二十条の四 債権の一部について滞納処分による差押えがされている場合において、その残余の部分を超えて強制執行による差押命令又は差

2 前項の場合において、民事執行法第百六十五条（同法第百六十七條の十四第一項において同法第百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第三項の規定によればならない。

第十二条 強制競売の開始決定は、滞納処分による差押さえがされている不動産に対してもすることができる。

対し強制競売の開始決定があつたときは、裁判所記官は、その旨を徵収職員等に通知しなければならない。

(船舶に対する強制執行及び仮差押の執行)
は、仮差押の執行がされている不動産を他の債権のための強制競売により売却した場合における売却代金とみなす。

第十九条 第十二条规定から前条までの規定は、満納による差押がされている船舶で登記されるものに対する強制執行又は仮差押の執行に関して準用する。

2 後でなければ することができない ただし 強制執行続行の決定があつたときは、この限りでない。

（滞納処分による差押の解除の通知）
第十四条 徴収職員等は、前条第一項の不動産について、滞納処分による差押を解除する場合は、

（強制競売の申立ての取下げ等の通知）

競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

第三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等

第二十一条の三 強制執行による差押命令又は差押処分は、滞納処分による差押えがされている債権に対しても発発することができる。

(配当等の実施)
第二十条の七 前条第一項の規定による供託がされた場合においては、差押命令を発した執行裁判所においては、

判所又は差押処分をした裁判所書記官は、供託された金錢のうち、滯納処分による差押えがされた金錢債権の額に相当する部分については次

「判所書記官」と、第六条第三項中「売却代金又は取立金」とあるのは「取立金若しくは払渡金又は売却代金」と、第十四条中「滞納処分による差押を」とあるのは、「第二十条の三第二項本文の規定による通知又は第二十条の六第二項の規定による事情の届出があつた場合において、滞納処分による差押えを」と、「裁判所」とあるのは「裁判所(差押処分がされている場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官)」と、第五条中「強制競売の申立てが」とあるのは「第二十条の三第二項本文又は第二十条の六第三項の規定による通知があつた場合において、強制執行による差押命令又は差押处分の申立てが」と、「強制競売の手続を取り消す決定」とあるのは「差押命令若しくは差押処分を取り消す決定又は差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、「裁判所書記官」とあるのは「差押命令を発した執行裁判所の裁判所書記官又は差押処分をした裁判所書記官」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第九条第一項の規定による強制執行の決定があつたときは、滞納処分による差押えについては、第三十六条の三第二項本文の規定による通知があつたものとみなす。

(仮差押えの執行)

第二十条の九 第十五条、第十八条第二項、第二十条の三、第二十条の四及び第二十条の六の規定は、滞納処分による差押えがされていいる債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五条中「強制競売の申立てが」とあるのは「第二十条の九第一項において準用する第二十条の三第二項本文又は第二十条の六第三項の規定による通知があつた場合における差押えをした動産について、公売その他の滞納処分による売却のための手続は、強制執行を準用する」と、第十八条第二項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第二十条の六第一項において準用する第二十条の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替えるものとする。

(担保権の実行又は行使)

第二十条の十 第二十条の三から第二十条の八までの規定は、滞納処分による差押えがされてい

る債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

(その他の財産権に対する強制執行等)

(滞納処分続行承認の決定)

第二十六条 裁判所は、前条の請求があつた場合において、相当と認めるときは、滞納処分の続行を承認する旨の決定をしなければならない。

(差押登記のまつ消)

収益の規制等に関する法律（平成十一年法律
百三十号）第三十条第四項の改正規定及び
同法第三十六条第五項の改正規定並びに附
則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第
一百十二条、第一百五十五条及び第一百十七
条の規定
定 公布の日から起算して九月を超えない範
囲内において政令で定める日

(政令への委任)
第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で
定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三
号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。
第一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規